

○三条市交通安全対策会議規則

平成17年5月1日

規則第106号

改正 平成20年3月31日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条市交通安全に関する条例（平成17年三条市条例第124号）第4条第5項の規定に基づき、三条市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 国の関係地方行政機関の職員
- (2) 新潟県の関係行政機関の職員
- (3) 新潟県警察の警察官
- (4) 市の職員
- (5) 教育委員会の教育長
- (6) その他市長が適当と認めた者

(会議)

第3条 対策会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 対策会議の庶務は、市民部環境課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成20年3月規則第15号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。